

契約締結前概要説明書(2号警備業務)

(警備業法第19条、施行規則第33条第2項)

令和 5年 4月 1日

様

大阪府枚方市渚西1丁目22番10号

株式会社ジョブ警備保障

代表取締役 米田 恵美子

TEL 072-840-6300

FAX 072-840-4646

弊社担当者 佐藤 克哉

ご契約先様担当者:

ご契約先様連絡先:

■お手数ですが上記にご記入下さい■

■下記の期間・時間・場所・名称・人数・支払・特約等にご記入下さい■

当該警備契約の概要は次の通りです。当該業務は警備業として委託契約をするものであり、安全管理上必要な付帯業務は行いますが、作業等の手伝いは一切行いませんのでご了承下さい。 ※契約外業務は法令違反に該当する場合があります

1	警備業務を行う期間	【開始日】 令和 年 月 日 ※業務実施日は別途連絡する
		【終了日】 令和 年 月 日 ※雨天等での変更・中止あり
2	警備実施日及び時間帯 ※時間外発生は可	【基本時間】 時 分～ 時 分 ※基本は日祝を除く平日のみ
3	警備対象物件の場所または工事名等	・大阪府 ※認定路線名 ・物件名称
4	警備業務に従事する人数及び担当業務	【基本人数】 名 (内資格者 名) ※作業状況等により増減あり 交通誘導警備業務(具体的内容:車両・歩行者等の誘導及び安全確保)
5	警備員の知識及び技能	新任・現任教育等の法定教育を施した所定の知識及び技能を有する者 ※配置基準に該当する場合は、当該業務の検定合格警備員を必要員数配置する
6	服装	届出をしている弊社制服一式とする ※安全・環境に配慮したものを着用する
7	使用する機器及び装備品・資機材等	手旗・誘導灯・警笛・無線機等一式 ※必要に応じ資機材・規制車を配備する
8	負傷等の事故発生時の措置	1.事故等が発生した場合、直ちに緊急連絡表に基づき関係者へ連絡する 2.事案に即した所要の措置を講じ、被害の拡大防止を図るものとする
9	報告の方法、頻度及び時期等 ※弊社への緊急連絡は右記へ	1.所定の方法等により緊急時はその都度担当者に連絡・報告する 2.業務終了時、口頭報告とともに警備保安報告書を提出し検印を受ける 緊急連絡時先 ① 管制課長 安藤 浩一 ② 主任 山岸 知博 ※個人情報のため掲載していません ③ 統括部長 佐藤 克哉
10	警備料金(税別・単価契約) ※1名当り単価及び実数精算	【基本昼勤】 【基本夜勤】 【昼勤時間外】 【夜勤時間外】 【資格者】 ¥16,000 ¥20,000 ¥2,500 ¥3,000 ¥2,500 ※基本は平日拘束9時間実働8時間以内、時間外は1時間当り、資格者は割増額
11	警備料金の支払時期及び方法	・請求締日 毎月 日 ・支払日 翌月 日 ・銀行振込
12	再委託に関する事項	原則、弊社所属警備員を配置する ※再委託により協力会社を配置する場合は事前に了承を得るものとする
13	免責に関する事項	1.天変地異、暴動等の不可抗力や原因不明による場合 2.ご契約先様が直接指示した計画書等以外による場合 3.ご契約先及び関係者の瑕疵、故意、過失による場合 4.ご契約先及び関係者が適時適切な措置を怠った場合
14	損害賠償に関する事項	警備対象物件でのご契約先の損害又は第三者の損害については、弊社の責に帰すべき理由で生じた時は、客観的に承認された損害額を賠償する 保険限度額は対人…1事故10億1名2億、対物…1事故10億とする
15	契約の更新に関する事項	双方の意思表示がない場合は、本契約は自動継続更新されるものとする
16	契約の変更に関する事項	業務変更がある場合は、双方協議の上、弊社より変更事項等を指示する
17	契約の解除に関する事項	本契約解除の場合、双方書面をもって1ヶ月前に予告をするものとする 但し、暴力団等反社会的勢力との関係が判明した場合は即時解除できる
18	警備業務に係る苦情等の受付窓口	弊社担当者:佐藤 克哉(統括部長) 連絡先:072-840-6300
19	特約事項	※付帯する場合は記入

■ご契約先様確認欄■

※申し訳ございませんが署名押印の上、ご返送(FAX可)いただければ幸いです。

上記警備業務の契約概要(内容)について確認しました。

令和 年 月 日

※ご不明な点等は事前にご連絡下さい。

ご確認者

印

注意:警備料金は掲載時点での基本料金です。料金や記載事項を予告なしで変更する場合があります。予めご了承下さい。